

今月的那須町消防団

春先は空気が乾燥しており、火災の起こりやすい時期となります。空気が乾燥していると火の回りが早くなり、少し目を離しただけでもあっという間に燃え広がってしまいます。建物火災においても、乾燥している場合、火の回りが早くなります。火災にいち早く気付く事が命を守るために重要です。

あなたの家に設置されている住宅用火災警報器はきちんと作動しますか？定期的に試験を行うことで電池切れや故障を見つけることができます。また、未設置である場合は逃げ遅れを防ぐために、必ず住宅用火災警報器を設置しましょう。

■問合せ 那須町消防団事務局
(那須消防署内) ☎72-5923

春の交通安全県民総ぐるみ運動

■期間 4月6日(金)～4月15日(日) 10日間

【全国重点】

- ・子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶



【栃木県重点】

- ・「子どもや高齢者に優しい3S運動(※)」の推進
- ・「夜間走行中の原則ハイビーム」の徹底

3S運動とは、SEE(見る・発見する)・SLOW(減速する)・STOP(止まる)の頭文字で、運転者や自転車利用者に対して呼びかけ、運転者自身の交通安全意識を高めていく運動です。

主唱/栃木県・栃木県交通安全対策協議会

防災のワンポイント

- ①家具等を固定する
地震が発生した場合に、タンス等の大型家具の転倒、照明の落下、キャスター付きの家具の移動を防ぎましょう。
- ②避難経路を確保する
避難経路を確保するため、家の出入り口、廊下や階段などには、物を置かないようにしましょう。
- ③ガラスの飛散を防ぐ
窓やガラス製の扉などに、割れたときの飛散を防止するフィルムを貼ると効果的です。
- ④火災などの二次災害を防止する
電気製品を固定し、地震が発生した場合の転倒、落下などによる発火を防ぎましょう。



廃棄物の野焼きは法律で禁止されています

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却は禁止されています。これに違反すると懲役及び罰金に処せられる場合があります。廃棄物は、町のごみ収集を利用する等、適切な方法で処理しましょう。

▼例外

- 廃棄物処理法の処理基準に適合した焼却炉で焼却する場合
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

○どんど焼きなど社会習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

○たき火その他日常生活を営むために通常行われる焼却であつて軽微なもの

※例外により焼却を行う場合であつても、周辺の生活環境への影響が認められるときには、中止していただく、または改善指導の対象となります。

また、ビニールやプラスチック類は絶対に焼却を行わないよう注意してください。

▼問合せ 環境課環境保全係
☎(72)6916

那須町安全安心メール ヤフー! 防災速報

あわせて登録
備えて安心

【那須町安全安心メール】

火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、QRコードを読み取ってアクセスしてください。



【ヤフー! 防災速報】

現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることができます。スマートフォンやパソコンなどからURL (http://yahoo.jp/ihPO5z)を入力するかQRコードを読み取ってアクセスしてください。



■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902